

第 24 完成検査前検査

第 24 完成検査前検査（法第 11 条の 2 第 1 項）

- 1 溶接部及び基礎・地盤検査については、許可内容どおり施工、完成され、それぞれの工事工程ごとに法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。
- 2 水張又は水圧検査については、漏れ、変形がないこと。ただし、危政令第 8 条の 2 の 2 による場合は、法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。
- 3 海外で製作された装置等で危政令第 9 条第 1 項第 20 号のタンクに該当し、かつ、取り付け状態等から水張検査及び水圧検査が困難な場合は、当該完成検査前検査の申請書に、海外の公正かつ中立な検査機関の検査報告書を添付させ、当該添付図書との相違を確認することをもって、完成検査前検査に代えることができる。この場合も法第 10 条第 4 項の基準については適合していること。

海外における検査機関の例

- ・Lloyd' s Register（ロイズ・レジスター [イギリス]）
- ・Germanischer Lloyd（ジャーマニッシャー・ロイド [ドイツ]）
- ・UL（ユー・エル [アメリカ]） [Underwriters Laboratories] :nc.)
- ・SGS（エス・ジー・エス [スイス]） (Societe Generale de Seveillance)
- ・TUV（テュフ [ドイツ]） (Technischer Uberwachungs-Verein Rheinland E. V. ラインランド技術検査協会)
- ・BV（ビューロ・ベリタス [フランス]） (Bureau Veritas)